

平成十一年法律第二百八号

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法

目次

- 第一章 総則（第一条～第五条）
- 第二章 役員及び職員（第六条～第十一条）
- 第三章 業務等（第十二条～第十五条）
- 第四章 雑則（第十三条～第十五条）
- 第五章 罰則（第十六条～第十七条）
- 附則

（目的）第一章 総則

第一条 この法律は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所とする。

第三条 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「研究所」という。）は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術、港湾及び空港の整備等に関する技術並びに電子航法（電子技術を利用しての航法をいう。以下同じ。）に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。

（研究所の目的）

第四条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項及び独立行政法人による改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十八号）附則第三条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

第六条 研究所は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 研究所は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（役員） 第二章 役員及び職員

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（理事の任期）

理事の任期は、二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の範囲）

第十一條 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うこと。

二 次に掲げる事項に係る技術に関する基礎的な調査、研究及び開発を行うこと。

イ 海洋の整備、利用及び保全に関すること。

ロ 航路の整備及び保全に関すること。

ハ 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。

本 飛行場の整備及び保全に関すること。

3 前号イからホまで掲げる事項に関する事業の実施に係る技術に関する研究及び開発を行うこと。

4 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。

四 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。

5 前各号に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及を行うこと。

6 第一号から第三号までの技術及び電子航法に関する情報を収集し、整理し、及び提供することができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

（理事の任期）

理事の任期は、二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の範囲）

第十一條 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うこと。

二 次に掲げる事項に係る技術に関する基礎的な調査、研究及び開発を行うこと。

イ 海洋の整備、利用及び保全に関すること。

ロ 航路の整備及び保全に関すること。

ハ 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。

本 飛行場の整備及び保全に関すること。

三 前号イからホまで掲げる事項に関する事業の実施に係る技術に関する研究及び開発を行うこと。

第五章 雜則

（国土交通大臣の指示）

第十三条 國土交通大臣は、國の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められる場合においては、研究所に対し、第十二条第二号若しくは第三号に掲げる業務又は同条第五号に掲げる業務（同条第二号又は第三号に掲げる業務に係るものに限る。）のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。

4 前各号に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及を行うこと。

第六章 研究所に係る通則法における主務大臣

（主務大臣等）

第五章 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ國土交通大臣及び國土交通省令とする。

第七章 科学技術・イノベーション創出の活性化に

（株式等の取得及び保有）

第十二条 研究所は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同項第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち國土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十二条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を國庫に納付しなければならない。

第八章 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項の規定の適用について

（港湾法の適用の特例）

第十三条 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に係る法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第九章 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項の規定の適用について

（港湾法の適用の特例）

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ國土交通大臣及び國土交通省令とする。

第十章 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項の規定の適用について

（港湾法の適用の特例）

第十五条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項の規定の適用について

（港湾法の適用の特例）

第十六条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 第十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第十七条 第十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

（施行期日）

二 第十二条第一項の規定により國土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条 研究所の成立の際現に國土交通省の部局

又は機関で政令で定めるものの職員である者

は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成

立の日において、研究所の相当の職員となるも

のとする。

第三条 研究所の成立の際現に國土交通省の部局

又は機関で政令で定める部局又は機関の職員である者のう

ち、研究所の成立の日において引き続き研究所

条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人土木研究所及び独立行政法人建築研究所を退職した者には国立研究開発法人土木研究所を退職した者にあつては、独立研究開発法人土木研究所の、独立行政法人建築研究所を退職した者にあつては、独立行政法人土木研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に係る特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）。次条において「特労法」という。第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の土木研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定により労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第一項の規定により労働組合法の適用を受け、かつ、その主たるものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の土木研究所等がした解雇に係る中止の規定による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を

会による命令の期間については、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に中央労働委員会に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に係る特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 施行日前にした行為及び附則第八条第九項の規定によりなお従前の例によることとなる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から第十一条まで及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二〇年一二月二六日法律第九号）抄
(施行期日) 平成二〇年一二月二六日法律第九号

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六号）抄
(施行期日) 平成二六年六月一三日法律第六号

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条第二項及び第三項並びに第十一条の規定 公布の日
二 第一条及び第五条並びに附則第十条及び第十四条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

（課税の特例）

第二十七条 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受けた名義人の名称の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を

含む）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後についた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則 （平成二七年六月二十四日法律第四号）抄
(施行期日) 平成二七年六月二十四日法律第四号

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年六月二六日法律第四八号）抄
(施行期日) 平成二七年六月二六日法律第四八号

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条第二項及び第三項並びに第十一条の規定 公布の日
二 第一条及び第五条並びに附則第十条及び第十四条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

（港湾空港技術研究所等の解散等）

第二条 国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所及び独立行政法人航海訓練所（以下「港湾空港技術研究所等」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所に係るものにあつては研究所が、独立行政法人航海訓練所に係るものにあつては機構が、それぞれ行うものとする。

7 港湾空港技術研究所等の平成二十七年四月一日に始まる事業年度に係る通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所に係るものにあつては研究所が、独立行政法人航海訓練所に係るものにあつては機構が、それぞれ行うものとする。

6 港湾空港技術研究所等の平成二十七年四月一日に始まる事業年度に係る通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所に係るものにあつては研究所が、独立行政法人航海訓練所に係るものにあつては機構が、それぞれ行うものとする。

8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、国立研究開発法

9 研究所の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中長期目標の期間における」とあるのは「中長期目標の期間における国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）」と、旧航海訓練所法第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人海技教育機構の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百二十四号）第十一條」とする。

9 第一項の規定により港湾空港技術研究所等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（研究所又は機構への出資）

第三条 前条第一項の規定により研究所又は機構が港湾空港技術研究所等の権利及び義務を承継したときは、それぞれその承継に際し、研究所又は機構が承継する資産の価額（同条第八項の

第六条 研究所及び機構は、研究所にあっては施
行日の前日に国立研究開発法人港湾空港技術研
究所又は国立研究開発法人電子航法研究所の職
員として在職する者（独立行政法人に係る改革
を推進するための国土交通省関係法律の整備に
関する法律（平成十八年法律第二十八号。以下
この条において「平成十八年整備法」という。）
附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限
る。）で引き続いて研究所の職員となつたもの
の退職に際し、機構にあっては同日に独立行政
法人航海訓練所の職員として在職する者（同項
の規定の適用を受けた者に限る。）で引き続いて
て機構の職員となつたものの退職に際し、退職
手当を支給しようとするときは、その者の国家公
務員退職手当法（昭和二十八年法律第八百八
二号）第二条第一項に規定する職員（同条第一
項の規定により職員とみなされる者を含む。）

第五条 附則第二条第一項の規定により研究所又は機構が権利を承継する場合における当該承継権に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

第四条 國土交通大臣は、この法律の施行の際現実に國立研究開發法人港湾空港技術研究所に使用されてゐる国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができることとする。

2 前項に規定する資産の額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した額とする。
3 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。
（国有才産の無償使用）

規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧港湾空港技術研究所法第十二条第一項、旧電子航法研究所法第十三条第一項又は旧航海訓練所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究所又は機構に出資されたものとする。

る。が、引き続き研究所の職員となりかつ、引き続き研究所の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合、又は施行日の前日に独立行政法人航海訓練所の職員として在職する者（平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き独立行政法人航海訓練所の職員として在職する者に限る。）が、引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合における、その者の同法に基ついて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、それぞれ、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の旧港湾空港技術研究所若しくは旧電子航法研究所の職員としての在職期間及び研究所の職員としての在職期間又はその者の同日以後の独立行政法人航海訓練所の職員としての在職期間及び機構の職員としての

正前の独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）第一条の独立行政法人電子航法研究所（国立研究開発法人電子航法研究所を含む。以下この項において「旧電子航法研究所」という。）の職員として在職する者に限

て「通則法整備法」という。第一百八十八条の規定による改正前の独立行政法人港湾空港技術研究所法(平成十一年法律第二百九号)第二条の独立行政法人港湾空港技術研究所(国立研究開発法人港湾空港技術研究所を含む。以下この項において「旧港湾空港技術研究所」という。)は、直近で改訂されたものである。

術研究所若しくは国立研究開発法人電子情報研究所の職員として在職する者(平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者)であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第二十号)。以下この項における「

としての引き続いた在職期間をそれぞれ研究所又は機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に港湾空港技術研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

施行日の前日に国立研究開発法人港湾空港技

